

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF310600040		5RL01A30002 0001					
品名 または 件名							
伊丹（7）庁舎等清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
伊丹駐業			伊丹駐屯地業務隊				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
管理科 山崎事務官（3 2 1 6）			令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年3月25日（火）10時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
 - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年3月7日～令和7年3月24日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が50万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) 郵便等による入札については、令和7年3月24日17時00分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年3月24日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：田内
072-782-0001 内線(3440) FAX072-782-0035（直通）
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊管理科 担当：山崎
072-782-0001 内線(3216)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		5QF310600040								
NO	調達要求番号		物品番号	単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名				使用期限等			引 渡 場 所		
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所	検 査	
	使用器材名				仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	5RL01A30002	0001		ST	1.00				伊丹駐業	
	伊丹（7）庁舎等清掃役務							伊丹駐屯地業務隊		
	仕様書のとおり							管理科 山崎事務官（3216）		
								令和7年4月1日～令和8年3月31日		
				- 以 下 余 白 -						

2.履行場所 陸上自衛隊伊丹駐屯地

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

住所・名称・代表者名

[illegible]

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科長 加藤 江利菜 殿

〒

- 1.履行期限
- 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 2.履行場所
- 陸 上 自 衛 隊 伊 丹 駐 屯 地
- 3.締切日
- 令和7年3月21日

通 信 欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。
-------------	--

令和 年 月 日 住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
伊丹(7)庁舎等清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)					
	以下余白				

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

伊丹(7)庁舎等清掃役務

伊丹駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 名 称
- 伊丹（7）庁舎等清掃役務
- 2 期 間
- 契約日～令和8年3月31日

3 概 要

対象建物		清 掃 箇 所	備 考
伊丹	250 号庁舎	玄関、ホール、廊下、階段、便所、洗面所、湯沸室、エレベーター等	窓ガラス、各床の定期清掃等

- 4 一般事項
- (1)

本役務は、本仕様書及び国土交通省建築保全業務共通仕様書に基づき作業する。
- (2)

実施に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議し、又軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
- (3)

現場代理人は、仕様書及び内容を十分理解して実施するとともに、監督官との連絡調整を行う。
- (4)

作業時間は、午前8時15分から午後5時までとする。また時間外・土曜・日曜及び祝日等に作業を実施する場合は、監督官の指示を得ることとする。
- (5)

作業実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。
- 5 特記事項
- (1)

清掃及び洗浄に必要な機械器具、清掃用具、洗剤等の消耗品は実施業者にて負担する。
- (2)

清掃の日程等は別紙「清掃実施日」、「清掃役務内容一覧表」を基準とし、細部は監督官と調整して決定すること。
- (3)

使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、実施業者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (4)

清掃に使用する機材は、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
- (5)

2m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。
- (6)

高所作業車を御影石の上で使用する際は、御影石を割らないよう注意して作業すること。
- (7)

ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。
- (8)

ゴミの処置は、駐屯地内ゴミ集積所に搬入する。
- (9)

業務関係者は、日本国籍を有すること。
- (10)

その他、特に清掃を必要と監督官が指示した場所等について実施すること。
- (11)

提出書類は監督官が指示するものとする。

6 清掃内容

(1) 日常清掃、定期清掃

場所	項目	床の日常清掃	床以外の日常清掃	床の定期清掃	備 考
玄関・風除室・エントランスホール	弾性床 硬質床	除塵及び部分水拭き	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	表面洗浄（御影石部分は水洗浄）	
廊下	弾性床 硬質床	除塵及び部分水拭き	ごみ収集	表面洗浄 ビニル床タイル面ワックス	
	繊維床	除塵		※(2) 洗浄(全面クリーニング)	
便所(洗面所)	弾性床	除塵及び全面水拭き	ごみ収集、扉・便所面台のへだて部分拭き、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	表面洗浄 ビニル床タイル面ワックス ※(4) ワックス剥離	
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	流し台洗浄及び厨芥収集	表面洗浄 ビニル床タイル面ワックス ※(4) ワックス剥離	
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	壁・扉・操作盤部分拭き及び扉溝除塵		
階 段	弾性床 硬質床	除塵及び部分水拭き	手摺り拭き	表面洗浄（御影石部分は水洗浄）	
シャワー室	弾性床	除塵及び部分水拭き	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集	表面洗浄 ビニル床タイル面ワックス ※(4) ワックス剥離	

- (2) 廊下、ロビー等（250 号庁舎繊維床：洗浄 1回）
- カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。作業方法はスチーム薬品散布後、スチーム仕上げとする。
- (3) 建物外部窓ガラス（250 号庁舎窓ガラス：洗浄 2回）
- ア 特記なき場合は高所作業車を使用して外側から清掃すること。
- イ ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。
- ウ ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- エ ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

- (4) 便所、湯沸室、シャワー室（250 号庁舎弾性床：ワックス剥離清掃 1 回）
剥離剤により古いワックスを完全除去し丁寧に洗浄（汚水回収、水拭き）後、ワックスを掛ける。

7 検 査
作業完了後、検査官立会の上完了検査を実施し、合格をもって完了とする。又手直し等が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け合格をもって完了とする。

件 名	伊丹(7)庁舎等清掃役務	図 番
伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班		2／9

250号庁舎（総監部庁舎）清掃実施日

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		日常清掃 月合計
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
作業日	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/		19
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
作業日	/	/	/	/	/	/	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○		16
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		日常清掃 月合計
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
作業日	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○		21
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
作業日	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	22
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
作業日	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	/	/	16
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		日常清掃 月合計
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
作業日	/	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○		/	/	○	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	/	/	○	○		18
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
作業日	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	22

件 名	伊丹(7)庁舎等清掃役務	図番
	伊丹駐屯地業務隊	4/9

250号庁舎（総監部庁舎）清掃実施日

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		日常清掃 月合計
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
作業日	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○		/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/		18
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
作業日	○	○	○	○	○		/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	15
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
作業日	/	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	19
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				日常清掃 月合計
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
作業日	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	/	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○					19
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日常清掃 月合計
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
作業日	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	22

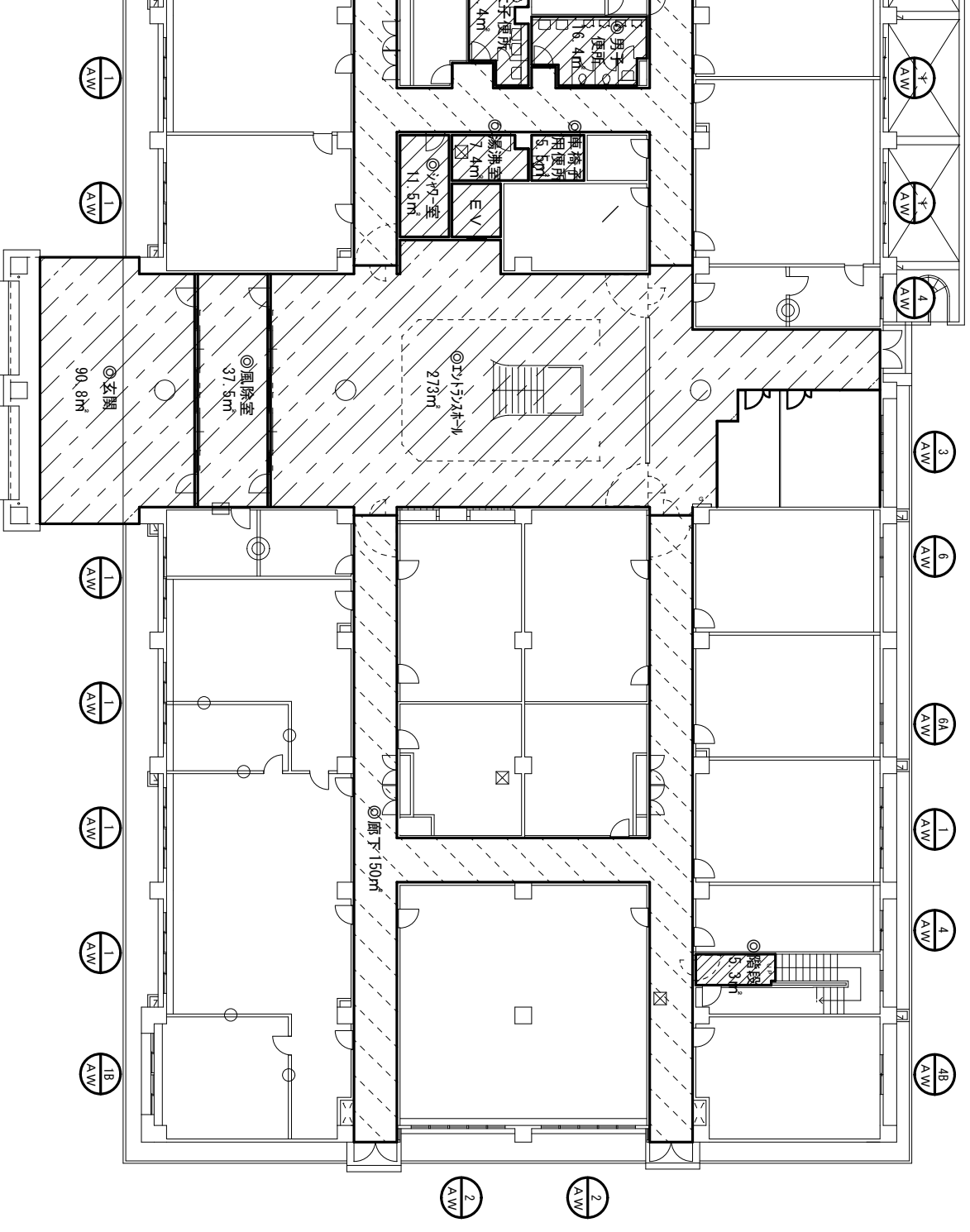
【凡例】

定期 日常清掃		清掃等		合計日数	合計回数	合計回数	合計回数	合計回数			
○	●	日常清掃	227	定期清掃	4	繊維床洗浄	1	窓ガラス 清掃	2	ワックス剥離 清掃	1

※定期清掃等実施月日

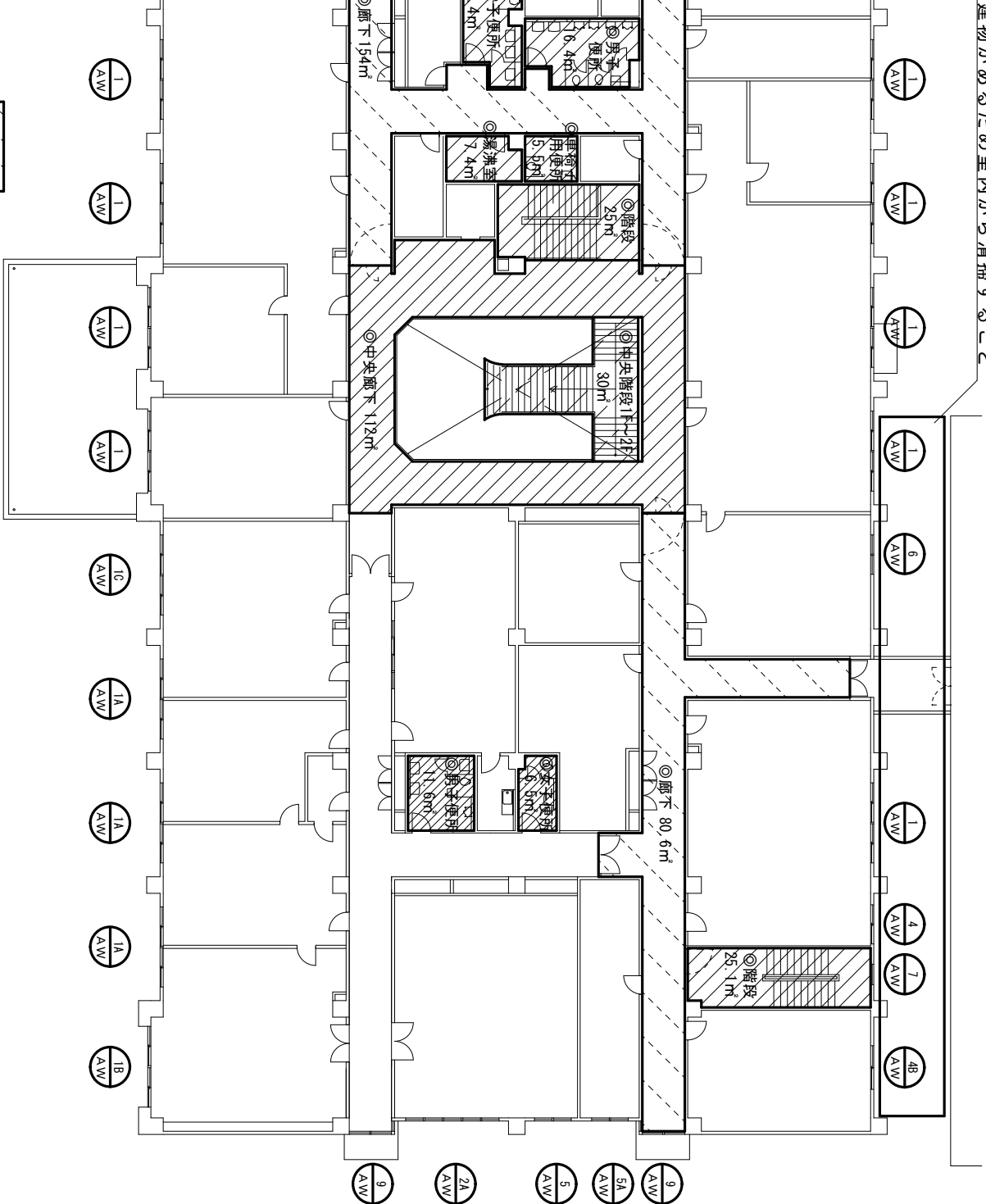
- ・定期清掃：5月31日（土）、9月13日（土）、12月6日（土）、2月28日（土）
- ・窓ガラスの清掃：9月13日（土）、2月28日（土）
- ・繊維床洗浄：2月28日（土）
- ・ワックス剥離清掃：12月6日（土）
- ・使用者の都合により作業日を変更する場合がある。

件名	伊丹（7）庁舎等清掃役務	図番
伊丹駐屯地業務隊		5/9



件名 伊丹（7）庁舎等清掃役務			
種別	250号建物1階平面図	縮尺	図面番号
伊丹駐屯地業務隊		S=1/300	6/9

建物があるため室内から清掃すること

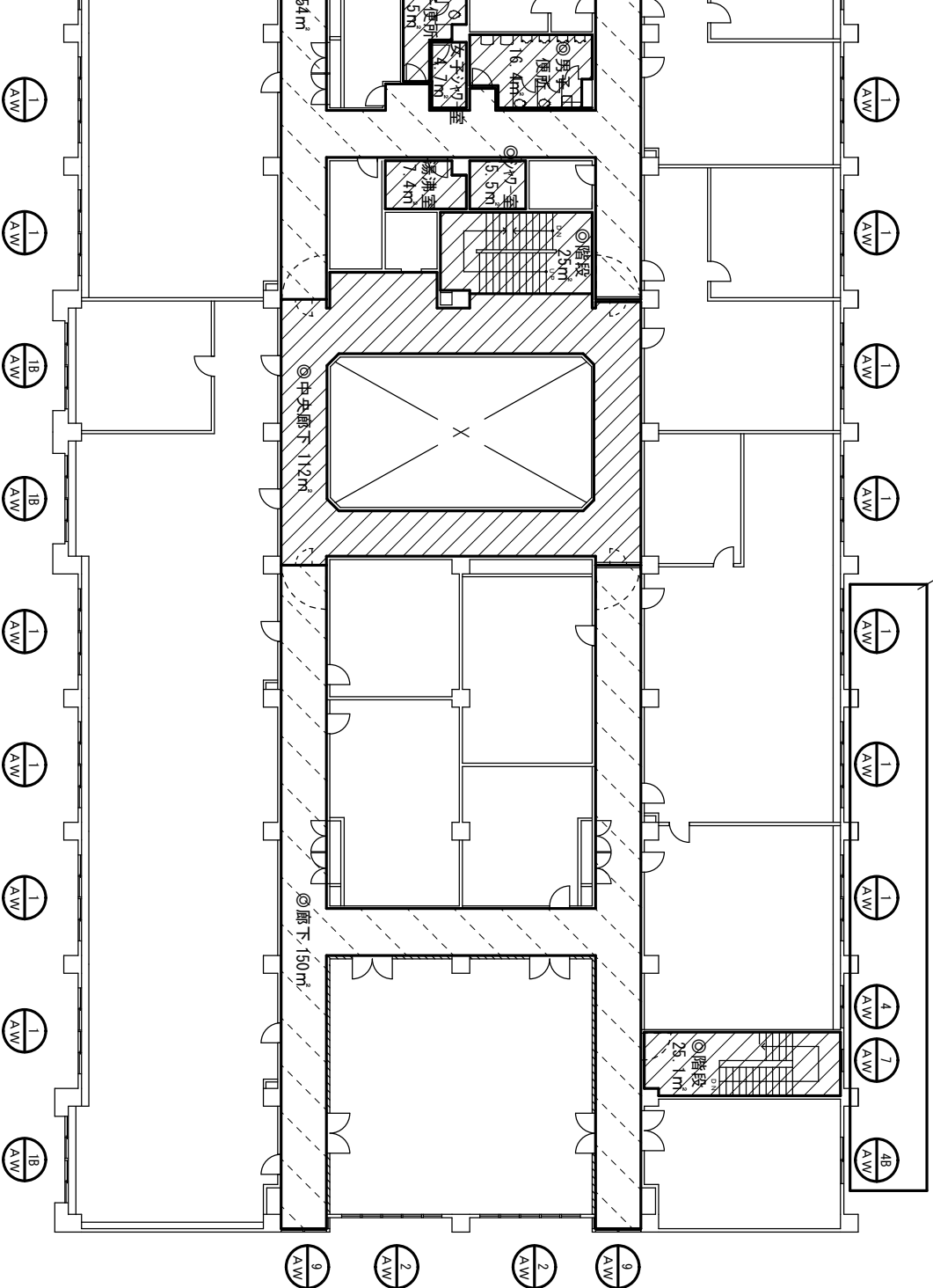


繊維床：

※場所名に◎記載の箇所は、定期清掃等も実施。

件名		縮尺		図面番号
種別				
伊丹(7)庁舎等清掃役務 250号建物2階平面図		S=1/300		7/9

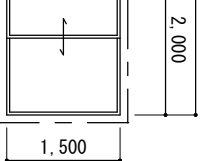
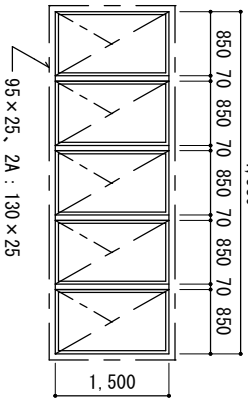
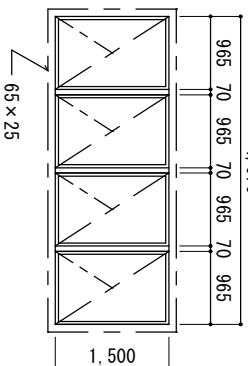
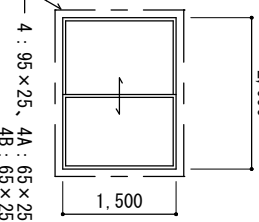
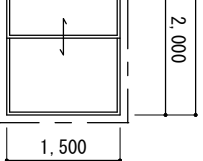
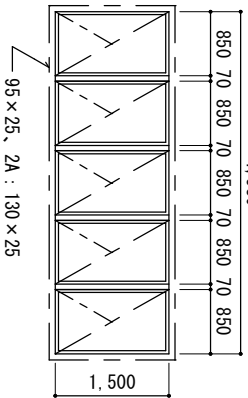
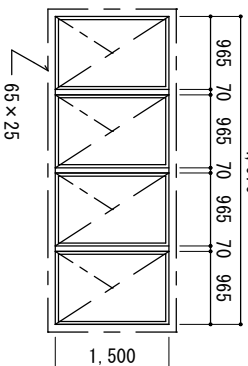
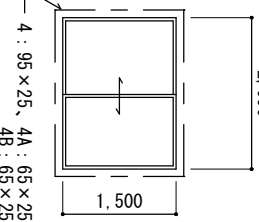
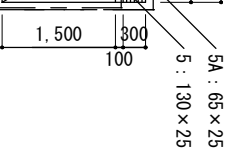
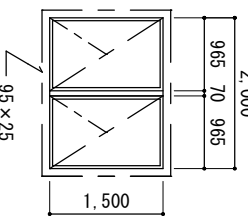
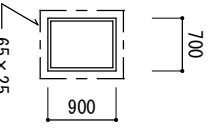
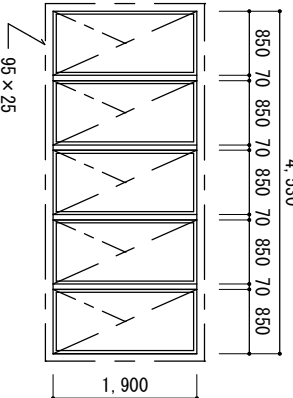
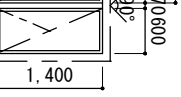
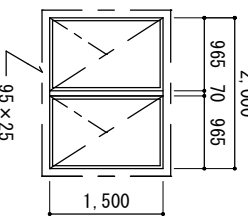
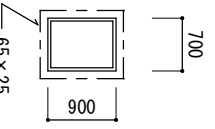
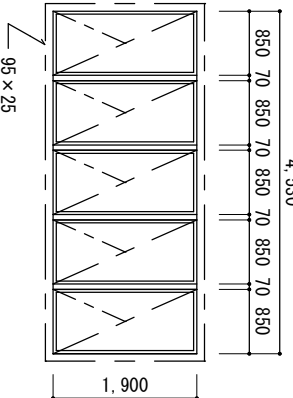
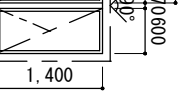
※隣接する建物があるため、室内から清掃すること。



繊維床 :

※場所名に◎記載の箇所は、定期清掃等も実施。

件名			
種別	伊丹(7)庁舎等清掃役務 250号建物3階平面図	縮尺	図面番号
	伊丹駐屯地業務隊	S=1/300	8/9

アルミ製2連引き違い窓 	2 2A 2B AWAWAW アルミ製5連壁すべり出し窓 	3 AW アルミ製4連壁すべり出し窓 	4 4A 4B AWAWAW アルミ製引き違い窓 																
C : 95×25 ×25、1B : 160×25 	2 : 4、2A : 1、2B : 4 	3 : 1 	4 : 6、4A : 1、4B : 6 																
B : 8、1C : 1 2連壁すべり出し窓 部方ラリ付) 	6 6A AWAW アルミ製2連壁すべり出し窓 	7 AW アルミ製はめ殺し窓 	8 8A AWAW アルミ製5連壁すべり出し窓 																
A : 1 3連壁すべり出し窓 	6 : 2、6A : 1 	7 : 5 	8 : 1、8A : 1 																
9B : 2 	凡 例 アルミ額縁取付位置を示す ※材質及び仕上はアルミ製 ※枠見込70 ※250号庁舎の高さは(GLから屋上まで)14,500である <table> <tr> <td>件名</td><td colspan="3">伊丹（7）庁舎等清掃役務</td></tr> <tr> <td>種別</td><td colspan="3">250号建物建具表</td></tr> <tr> <td>縮尺</td><td colspan="3">1/100</td></tr> <tr> <td>図番</td><td colspan="3">9 / 9</td></tr> </table>			件名	伊丹（7）庁舎等清掃役務			種別	250号建物建具表			縮尺	1/100			図番	9 / 9		
件名	伊丹（7）庁舎等清掃役務																		
種別	250号建物建具表																		
縮尺	1/100																		
図番	9 / 9																		